

## 申請に際してのお願い

申請書の締切は、毎月23日（休日の場合は前日となります。また、11、12月は曜日に関係なく締切日が数日早まります）になっております。次の事項に留意されて申請書の作成をお願いいたします。

1. 計画ができましたら、**事前に事務局と協議**をお願いいたします。
2. 申請書は、**本人又は行政書士による申請**しか受け付ける事ができません。
3. 転用を計画している農地が、以下に該当しないか特にご注意ください。
  - (ア) **経営移譲年金**（農業者年金のひとつ）を受給するために農業後継者へ譲渡又は貸し付けられた農地である場合  
⇒ その農地を転用すると（所有者自ら農地転用を行う、又は農地転用のため第三者に売却する等）**年金の支給が停止されるおそれがあります**。そのような事にならないよう、事前に農業委員会事務局へご確認ください。
  - (イ) 相続の権利がある農業後継者へ、今後も農地として利用することを前提に贈与した結果、**贈与税の納付が猶予されている農地**である場合  
⇒ その農地を転用すると（所有者自ら農地転用を行う、又は農地転用のため第三者に売却する等）**贈与税と利子税が課税される**こととなります。詳しくは、税務署までお問い合わせください。
  - (ウ) 農業振興地域内の**農用地の指定**を受けている場合  
⇒ 農用地指定の除外手続きが認められた後でないと、転用申請は受け付けられません。農用地指定になっているかは、市農林課で確認ができます。
4. 配置図は、1,000 m<sup>2</sup>未満は1/100、1,000 m<sup>2</sup>以上は1/250 程度の縮尺で作成してください。
5. 水利権代表者（農区長、生産組合長等）の同意を得る際は、計画図面等の関係書類を提示し、ご相談してください。同意書には、地籍図、現況図、配置図、縦横断面図、建築物及び施設等の図面をとじて、**それぞれに割印**をもらってください。
6. 転用を計画している農地が未相続物件の場合、相続登記を済ませてからか、相続人全員の署名が整ってからでないと、農地転用申請はできません。詳しくはご相談ください。
7. 農地の一部だけを転用する場合は、原則として分筆登記が完了して（新しい地番と面積がはっきりして）からでないと、農地転用申請はできません。
8. 特に家屋等を建築する計画がある場合は、市建築住宅課と事前に**建築確認申請が可能か協議**を行なってください。また、本市においては、利用を計画している敷地面積が1,000 m<sup>2</sup>以上のものについては、**ミニ開発行為や開発行為**に該当する場合があります。この点につきましては、市都市計画課にお問い合わせください。
9. 「公道、農道等の法敷埋立や占用等をされる場合」や「公道、水路等と境界を接する場合」は、それらを管理する担当課との協議や必要な申請を行なってください。
10. 農業委員会総会に先立ち、現地調査をしますので**現地調査日の前日までに申請地の範囲が確認できるよう、赤旗等により明示**をしておいてください。なお、申請地の範囲がはっきりしない場合は、**審議が保留される事があります**。